

建築物の新築等に伴う各種手続きについて

JR 半田駅前土地区画整理事業の施行区域内に建築物やその他工作物（塀、擁壁等）の新築等を実施する場合には、各種手続きが必要となりますので、以下を参考にさせていただくとともに、必ず事前に市街地整備課へご相談ください。

1. 建築行為等の制限（76条申請）

詳細は右記 QR コードより
ホームページをご覧ください



施行区域内に建築物やその他工作物（塀、擁壁等）の新築等及び土地の形質の変更（土地の埋め立て、掘削等）を行う場合、また、移動の容易でない物件（重量が5トンを超えるもの）を設置、もしくは、たい積される場合は、土地区画整理法第76条第1項に基づき、事前申請を行い、許可を受けてください。

2. 地区計画に係る届出

詳細は右記 QR コードより
ホームページをご覧ください



施行区域内では、駅前にふさわしい賑わいある土地利用の促進を図るため、建築物等の用途制限など必要な規制誘導を行うことを定めた地区計画を策定しております。地区内で建物を建てる場合は、事前に届出を行うとともに地区計画の内容に適合するように努めてください。

3. 景観計画に係る届出

詳細は右記 QR コードより
ホームページをご覧ください



景観形成重点地区は、半田市ふるさと景観条例に基づき、市内で特に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区について指定するもので、市内4か所目として「JR半田駅前地区」を指定しております。右図の地区内で建物の建築や外壁面の色彩変更などの行為を行う場合には、事前に届出を行うとともに、「景観形成基準」に適合するように努めてください。



J R 半 田 駅 前 地 区

2024年1月

まちづくりニュース



J R 半田駅前地区土地区画整理事業

J R 半田駅周辺のまちづくり状況について

現在、本事業では、半田駅南側を中心に道路工事及び宅地造成などの区画整理工事が完了し、着実に新たなまちなみの形成が進んでおります。

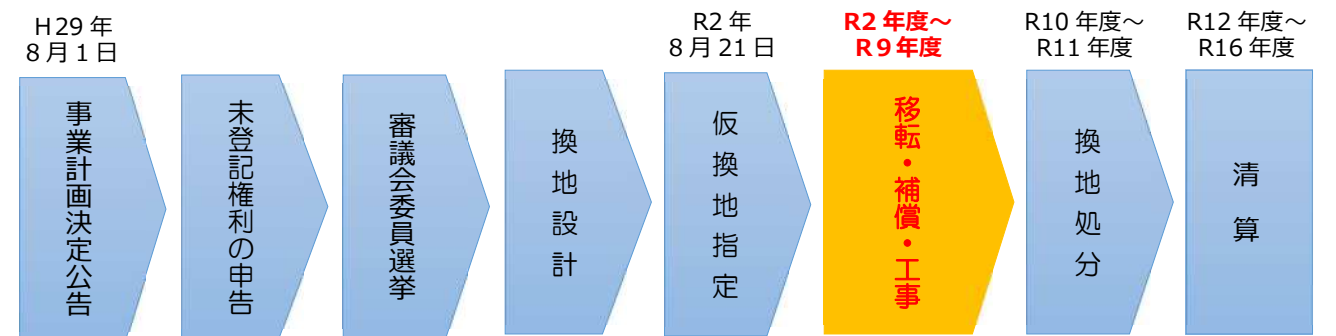
また、愛知県が施行している JR 武豊線半田駅付近連続立体交差事業においては、順次、高架工事が行われており、仮駅舎付近においても橋脚が築造されるなど、目に見える形で事業が進んでおります。

皆様には、建物移転による仮住まいや工事などによりご不便をおかけしておりますが、工事完了次第順次、仮換地の使用収益開始を予定しておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

高架本体（新駅舎部）工事の様子



JR半田駅前土地区画整理事業のスケジュール



※年度については、予定です。

- 発行元・お問い合わせ先 -

半田市 建設部 市街地整備課 [半田市役所 3階 19窓口]

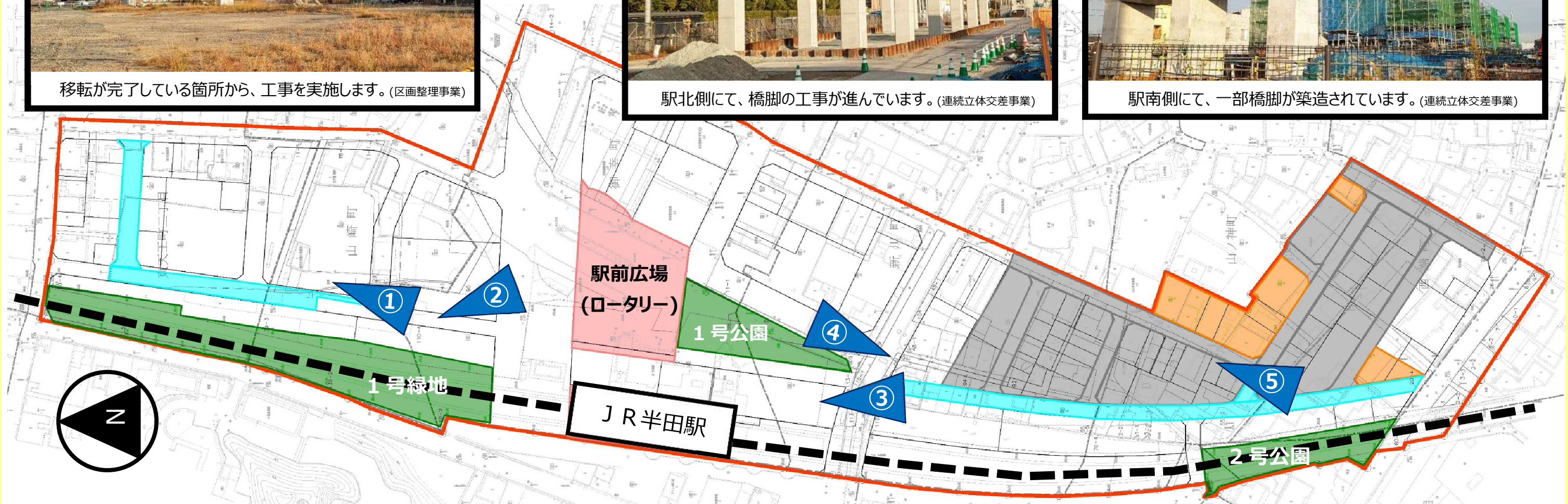
〒475-8666 半田市東洋町 2-1

電話番号：0569-22-8851 [直通] FAX：0569-23-6061





市街地整備課 E-mail：shigai@city.handa.lg.jp

19

J R半田駅周辺の工事状況 (2023.12月時点)



【凡 例】

-  : 整備完了箇所 (宅地・道路)
-  : 宅地造成施工箇所 (整備中)
-  : 道路工事施工箇所 (整備中)
-  : 工事等写真撮影場所

